

## 令和3年度第6回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年9月2日（木）午後1時31分 から 午後3時00分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員

		1番	水越	修一
		8番	稲見	くに子

## 5、議事日程

### 1、開会

### 2、議事録署名委員の指名

### 3、報告

報告第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げについて

報告第 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて

### 4、議案

議案第 3 7 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議案第 3 8 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議案第 3 9 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議案第 4 0 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 4 1 号 所有者等を確知できない農地の公示について

議案第 4 2 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について

### 5、報告

報告第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による届出について

報告第 2 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 2 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 2 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 2 7 号 違反転用に係る是正勧告書の送付について

### 6、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	田所 秀一
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	信田 啓太

## 7、会議の概要

議 長

只今より、令和3年度第6回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、1番 水越委員、8番 稲見委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、11番 大林委員と12番 赤城委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第21号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局長  
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第21号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて、令和3年9月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちら議案書6ページの議案第37号、受付番号1番の案件になっておりますが、8月17日付け取り下げ願いが提出されました。取り下げの理由は、農地としての現況をなしていないために取り下げるといったものです。説明は以上です。

議 長

報告のとおりでございます。議案書11ページ、議案第39号、受付番号2番の削除をお願いします。

次に、日程第4、議案第37号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第22号、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、令和3年9月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは、議案書11ページの議案第39号、受付番号2番の案件になっております。8月17日付けで取り下げ願いが提出されました。取り下げの理由につきましては、自宅への進入に現況のままでの出入口にて、支障がないため取り

下げるものとなっております。説明は以上です。

議 長

申し訳ございませんが、訂正をいたします。今の報告が、報告第 22 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げについて」であり、議案書 11 ページ、議案第 39 号、受付番号 2 番の削除をお願いします。

また、先程の報告第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取下げについて」は、議案書 6 ページ、議案第 37 号、受付番号 1 番の削除をお願いします。以上は、報告になります。

次に、日程第 4、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 37 号、農地法第 3 条の規定による許可について、令和 3 年 9 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

1 番は取下げ、2 番及び 3 番は保留となります。

番号：4 番、譲受人：筑西市松原、譲渡人：神奈川県厚木市岡田 1 丁目、申請土地の表示：松原字酒生前、台帳地目：田、現況地目：田、面積：685 m<sup>2</sup>、契約内容：売買、譲受人の経営面積：207a、従農者数：8（2）、譲渡人の経営面積：7a。

5 番、筑西市森添島、筑西市森添島、森添島字北宿、畑、畑、470 m<sup>2</sup>、売買、44a、3（3）、9a。10 月 1 日始期の利用権と同時許可となります。

6 番、筑西市松原、東京都日野市東豊田 4 丁目、松原字石倉、畑、畑、240 m<sup>2</sup>、贈与、2,223a、4（3）、2a。

7 番、筑西市松原、筑西市松原、松原字炭焼戸、田、田、5,654 m<sup>2</sup>、贈与、0a、6（1）、142a。新規就農。

8 番、筑西市樋口、筑西市樋口、樋口字本郷、畑、畑、223 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 1,779 m<sup>2</sup>、売買、34a、2（2）、49a。

9 番、筑西市神分、神奈川県横浜市泉区和泉中央南一丁目、伊讚美字中原、田、田、991 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,982 m<sup>2</sup>、贈与、13a、5（2）、10a、持分の全部移転となります。

10 番、筑西市神分、沖縄県那覇市西 1 丁目、伊讚美字中原、田、田、991 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,973 m<sup>2</sup>、贈与、13a、5（2）、20a、持分の全部移転となります。

11 番、筑西市神分、桜川市真壁町上谷貝、伊讚美字中原、田、田、991 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,804 m<sup>2</sup>、贈与、13a、5（2）、18a、持分の全部移転となります。

12 番、筑西市神分、神奈川県横須賀市金谷 1 丁目、伊讚美字中原、田、田、991 m<sup>2</sup>、贈与、13a、5（2）、10a、持分の全部移転となります。

13 番、筑西市神分、筑西市伊讚美、伊讚美字中原、田、田、443 m<sup>2</sup>、贈与、

13 a、5 (2)、4 a、持分の全部移転となります。

14 番、筑西市伊讚美、神奈川県横須賀市金谷 1 丁目、伊讚美字中原、田、田、730 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 1,963 m<sup>2</sup>、贈与、30 a、3 (1)、10 a。4 筆の内 3 筆が持分の全部移転となります。

15 番、筑西市伊讚美、桜川市真壁町上谷貝、伊讚美字中原、田、田、241 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 481 m<sup>2</sup>、贈与、30 a、3 (1)、18 a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 4 番よりお願いします。

赤城美子  
委 員

12 番、赤城です。

4 番、6 番、7 番について報告いたします。8 月 27 日に内淀公民館におきまして、書類審査を行いました。まず 4 番ですが、渡人は親の死去により申請土地を相続しましたが、遠方に住んでおり耕作も困難なため、親の代から耕作してもらっている受人に買い取ってもらえないかと相談したところ、快く引き受けてもらい、売買が成立したとのことです。後日、受人渡人の双方に電話で確認をとり、間違いのないことを確認いたしました。書類に不備もみられず、許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。次に 6 番ですが、48 年前に会社の転勤を考え、申請土地を自己住宅を建てる目的で購入しましたが、茨城への転勤もなくそのままにしていたそうです。そうしたところ、近くの申請土地のちょうど半分の三角形の形に道路がかかったそうです。半分の三角形の土地が残され、中途半端で、遠方に住んでおり耕作をしてもこられないので、誰か使ってくれる人がいれば差上げますとのことでした。隣を耕作している受人が引き受けてくれたそうです。後日、受人渡人の双方に電話で確認をとり、間違いのないことを確認いたしました。書類に不備もみられず、許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。続きまして 7 番ですが、渡人は親の死去に伴い、申請土地を相続しましたが、会社に勤めており農業はやらないということで、叔父である受人が、それなら定年をして家にいる自分が田んぼをやってみようということになったそうです。受人渡人双方に電話をし、間違いのないことを確認しました。書類に不備もみられず、許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長

5 番をお願いします。

國府田  
喜久男  
委 員

9 番、國府田です。

5 番と 9 番から 15 番までをまとめて報告します。まず 5 番ですが、受人ですが、渡人のすぐ近くで花を栽培している方です。また渡人は、土地を引き継いだもののお兄さんも亡くなって、土地の活用もできないので、近くである受人に話をしたところ、受けてもらったということであり、許可相当と思われます。それから次のページの 9 番から 15 番までなのですが、まず関係性で言いますと、

13番の受人の方が跡取りです。その方の息子さんが9番から12番の受人です。14番と15番の受人が、13番の受人の弟さんです。近くで新宅しているそうです。次に渡人の方なのですが、9番が跡を取っている人の妹さん、沖縄の方も妹さん、12、14番の方がお姉さん、11、15番の方が妹さんで14番の方の妹さんでもあります。8人くらい兄弟がいるそうで、家の跡を取っている方が一生懸命やっているので、それぞれの方が快く贈与するということです。私も沖縄に電話をしたのは初めてです。こちらについても許可相当と思われます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 8番をお願いします。

大林富子 11番、大林です。

委員 8月26日、書類審査を行い、後日、譲渡人に電話にて確認をしたところ、申請地3筆は、譲渡人の配偶者が生前、近くの譲受人から売ってほしいとの申し出があり話を進めていたところ、譲渡人の配偶者が亡くなり譲渡人が相続された土地であり、契約内容に間違いのないことでした。譲受人にも電話にて確認したところ、契約内容に間違いのないことでしたので、許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたらお願いします。

議長 「異議なし」

委員 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議長 議案第37号を採決いたします。  
議案第37号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第37号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第38号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 倉持主任より説明いたします。

倉持主任 議案第38号、農地法第4条の規定による許可について、令和3年9月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1番、申請人：筑西市上星谷、申請土地の表示：上星谷字稲荷、台帳地

目：畑、現況地目：畑、面積：96 m<sup>2</sup>の内 24.33 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積 53.16 m<sup>2</sup>、転用目的：自己住宅。

申請地は、県道荻島真壁線の南側約 63m、県道つくば真岡線の東側約 52mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できません。申請者は、転用許可を得ずに住宅敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

2番、筑西市桑山、桑山字拾壺番耕地、田、宅地、349 m<sup>2</sup>、事務所。

申請地は、県道石岡筑西線の北東側約 525m、筑西市立古里小学校の西側約 850mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、転用許可を得ずにトラック運送業の事務所を建築し、事務所敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

3番、筑西市桑山、桑山字拾壺番耕地、田、雑種地、264 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積 732 m<sup>2</sup>、駐車場。

申請地は、県道石岡筑西線の北東側約 505m、筑西市立古里小学校の西側約 850mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、転用許可を得ずにトラック運送業の駐車場として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

蓮沼俊男  
委員

16番、蓮沼が報告いたします。

まず、4条の案件について8月27日に協和地区の委員全員で書類審査をいたしまして、1番のみは、この案件は3ヶ月前に保留となっていた案件で、その際には全員で現地を見ているということで、今回は今発表してる蓮沼が現地確認と電話での聞き取りということで、私以外は1番については現地には行っておりません。2番、3番は、全員で行って確認をしてきました。まず1番ですが、先程事務局から報告があったように、3ヶ月前に申請された案件で、自己住宅がこの2筆の土地にまたがって建てていたもので、現状に是正するということが申請がありました。許可相当かと思われまます。次に2番、3番ですが、本人に直接聞き取りをしまして、今回は運送業を営むということで申請されたもので、許可相当かと思われまます。しかし事務局の報告にありましたように、2番については、事務所というか既存の建物が建っておりまして、3番は、既に駐車場ということで車が置かれていた状態でした。3番について、建物と認定されるものが設置されておりましたので、今回許可相当ではありますけれども、建物の撤去を条件として許可書の発行をした方がよいのではないかとということで、更なる皆様の審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

今の3番の桑山字拾壺番耕地について、建物が建っているということで、撤去をした方がよいのではないかと報告がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

國府田  
喜久男  
委員

条件付きでということですね。

議長

はい。

國府田  
喜久男  
委員

よろしいでしょうか。それでは、いつまでにと期限を決めた方がいいと思います。

議長

日にちをね。

國府田  
喜久男  
委員

はい。

議長

事務局ではどうですか。

事務局  
倉持主任

許可書の交付はせず、コンテナを撤去したとの連絡をいただいて、委員さんと事務局で現場を確認した結果、撤去されていれば確認した日を許可日としたいと考えております。國府田委員から話があったように日にちを決めないと先延ばしになってくる可能性もありますが、相手方の意向もあると思いますので。

事務局  
菊地課長

早急に、急いで撤去していただくということで言っていたいて、1週間なり2週間なりしたら確認をしたほうがよいのではないかと。

事務局長

いつまでに撤去をしてという期限付きの条件を付き加えたらいかがでしょうか。

議長

そうですね。いつまでに撤去をしてということで、撤去をしなかったら許可は出さないということがよいのではないのでしょうか。

事務局  
倉持主任

いつまでにというところまでは、突き詰めていなかったもので、事務局の方で連絡しまして、いつ頃までにできるかということをお伺いして、この日までに撤去をしていただくように、敢えて期日というのは相手に任せるということではだめでしょうか。半年とかにはならないと思いますので。おそらく1ケ月中とか、そのようなスパンで考えていると思われま。



議長 それでは、第38号3番の案件は、保留のがよろしいでしょうか、皆さん。

(13番 齋藤委員挙手)

議長 齋藤委員。

齋藤一弥委員 すみません。これは、追認許可では、許可はできないのですか。それと、今までの前例。また、事務所はどれ位の大きさなのかも分からないので。許可相当とするならば、小規模の事務所であったのならそのまま許可してもいいような気がいたしますが。前例、追認許可は、できないのでしょうか。

議長 蓮沼委員、事務所はどのような状況ですか。

蓮沼俊男委員 はい。協和の委員全員で現況を見てきましたけれども、大型コンテナ車がありますよね。トラックの後ろにね。あれを設置して、完全に建物として利用しているという、物置で使っている感じでした。本人にも撤去をすることを条件にということで、既に話をしてきました。

議長 それではコンテナですと、ユニック車でちょっと持って行けば。

蓮沼俊男委員 移動する気になればね。

議長 移動できるのかな。

蓮沼俊男委員 はい。

事務局長 開発行為が必要になるものではないのだろうね。

事務局倉持主任 こちらなのですが、2番は事務所、3番が駐車場の目的ですけれど、あくまで事務所と駐車場と分けているので、駐車場に建築となると他法令の調整が必要となってきます。今回は蓮沼委員からも話がありましたが、撤去したことにより露天の駐車場という扱いになるものですから、開発許可が不要となります。現地を確認した際に建築物と思われるものが設置させていたため、条件をつけた次第です。

蓮沼俊男委員 更に追加しますと、私の前の委員さん、吉原委員も数年前ですけど、これは違反だから、きちんと申請をしてもらうようにということで、何度か今回の申請人の親には言ったことがあるそうです。現地に行った協和の推進委員さんも

含めまして、ちょっとこれはやりすぎだなということで利用されているもので。後日電話で話をする時には奥さんが出られたのですが、本人には当然その場で、電話では奥さんに、あくまでも建物を撤去し、確認したことを条件で許可しますよということは話しました。以上です。

(15 番 関口委員挙手)

議 長 関口委員。

関口均 これはなぜ、宅地にはしないのですか。宅地にすればよいのではないのですか。  
委 員

議 長 宅地にするのは事務所で、駐車場に建物が建っているということです。

関口均 駐車場に建物が建っているのなら、宅地にすれば建物が建っていても認める  
委 員 ということでいいんじゃないですか。

議 長 宅地開発の方で。

事務局長 宅地開発関係の調整も必要となってしまいます。建物が建っているのなら。  
露天の駐車場ならば、転用の許可だけで済みます。

関口均 はい。  
委 員

倉持主任 2番と3番を一体利用する場合、都市計画法の基準がありません。それで事務所敷地と駐車場に分けて、物理的に行き来ができないようなフェンス等を設置することであれば用途が別となるので、露天の駐車場につきましては支障がないということです。

議 長 それでは、撤去確認を条件付きで許可ということでは、どうですか。

柴保 今までにもやらなかったのであれば、前任者からの話で未だにやらないという  
委 員 ののであれば、ちょっと無理があるのではないですか。

議 長 ではここで、保留がいいか、条件付きで許可するか、賛否をとります。

議 長 条件付きで建物を撤去するということで許可することに賛成の委員は挙手を  
願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 38 号、受付番号 3 番は、建物を撤去する条件付きでの許可をすることにいたします。またこの後、最終的な賛否をとり、判断をいたしますので、よろしくお願いいたします。

他、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 38 号を採決いたします。

議案第 38 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 38 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 3 年 9 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番、譲受人:筑西市新治、譲渡人:筑西市上星谷、申請土地の表示:上星谷字稲荷、台帳地目:畑、現況地目:畑、面積:265 m<sup>2</sup>、契約内容:使用貸借、転用目的:自己住宅。

申請地は、県道荻島真壁線の南側約 63m、県道つくば真岡線の東側約 52m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できません。申請者は現在、市内の借家にて子と 2 人で生活しております。子の成長に伴い手狭であることから、実家に隣接する土地に住宅を建築するものです。なお、始末書が添付されております。

番号 2 番は取下げとなります。

番号 3 番、4 番は保留となります。

5 番、栃木県小山市犬塚 1 丁目、筑西市小川、小川字本田、畑、畑、227 m<sup>2</sup>、売買。譲渡人がもう一人おります。筑西市小川、小川字本田、畑、畑、279 m<sup>2</sup>、合計 2 筆、合計面積 506 m<sup>2</sup>、売買、自己住宅。

申請地は、筑西市下館総合体育館の南西側約 1.2 km、県道結城二宮線の南東側約 832mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市外の借家にて夫と子の 3 人で生活しております。子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築するものです。

6 番、筑西市内淀、筑西市猫島、猫島字遠ノ内原、畑、雑種地、2,163 m<sup>2</sup>、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、県道石岡筑西線の南西側約 290m、県道つくば真岡線の東側約 436 mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は隣地に本店をおく建築材料の製造等を営む法人です。今般、消費電力費用を削減するために工場敷地内に自家消費用の太陽光発電設備を設けるべく申請するものです。

7 番、筑西市井上、筑西市井上、井上字上西久保、畑、雑種地、819 m<sup>2</sup>、贈与、貸駐車場兼貸資材置場。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の北側約 1.3 km、県道谷和原筑西線の西側約 22mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は市内に本店をおく運送業を営んでおります。今般、業績が順調に推移し、取り扱う荷物が増加したため、既存の敷地では手狭であることから新たに貸資材置場及び貸駐車場を設けるべく申請するものです。なお、許可を得ずに使用してしまった部分があることから、始末書が添付されております。

8 番、大阪府大阪市中央区道修町一丁目、東京都世田谷区東玉川 1 丁目、梶内字木戸東、畑、畑、1,252 m<sup>2</sup>、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の南側約 700m、県道谷和原筑西線の西側約 129mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。申請者は、土地の有効活用及び将来の収益を考え、太陽光発電設備の設置を検討しております。太陽光発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

9 番、筑西市新治、筑西市蓮沼、門井字坊ヶ島、畑、畑、417 m<sup>2</sup>、贈与、自己住宅。

申請地は、協和支所の南西側約 559m、筑西市立協和中学校の南側隣接地にある、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は市内の借家にて夫と子の 4 人で生活しております。今般、子の成長に伴い手狭になり、将来の生活基盤確立のため、住宅建築を申請するものです。

10 番、東京都港区六本木三丁目、筑西市板橋、板橋字大久保、畑、畑、1,091 m<sup>2</sup>、地上権設定、太陽光発電設備。

申請地は、関城支所の北東側約 175m、県道明野間々田線の北側約 390mに位置する、300m以内に支所のある第 3 種農地です。申請者は、太陽光発電設備を設置するにあたり、適地を検討し、申請にいたっております。

11 番、東京都港区六本木三丁目、筑西市藤ヶ谷、辻字金塚、畑、畑、686 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,372 m<sup>2</sup>、地上権設定、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市立関城東小学校の東側約 557m、関東鉄道常総線黒子駅の北

西側約 382mに位置する、500m以内に鉄道駅のある第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

12 番、東京都港区六本木三丁目、筑西市松原、松原字篠ノ内、畑、畑、951 m<sup>2</sup>、地上権設定、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市立村田小学校の南東側約 694m、県道筑西つくば線の北東側約 220mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

13 番、栃木県真岡市小林、東京都葛飾区東新小岩 7 丁目、東京都西東京市保谷町 5 丁目、樋口字仙在、畑、畑、499 m<sup>2</sup>、売買、自己住宅。

申請地は、真岡鐵道 ひぐち駅の北側約 729m、国道 294 号線の東側約 390m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在県外の借家にて夫と 2 人で生活しております。今般、生活基盤の確立をはかるため住宅建築を申請するものです。

次のページをお願いします。

14 番、筑西市黒子、筑西市辻、井上字清水、畑、畑、947 m<sup>2</sup>、贈与、駐車場。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 270m、国道 294 号線の西側約 293m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内で宗教法人を営んでおります。現在、既存の駐車場と隣接している寺院の駐車場を借りて使用していますが、人の出入りが多くなり、駐車場の不足による危険な状況が想定されるため、新たに駐車場を設けるべく申請するものです。

番号 15 番、16 番は関連した案件となりますので続けて読み上げます。

15 番、結城市大字芳賀崎、筑西市関本肥土、関本肥土字申田、田、田、3,110 m<sup>2</sup>、賃貸借。譲渡人が複数人おります。筑西市関本上、関本肥土字申田、田、田、1,685 m<sup>2</sup>、外 2 筆、小計 3 筆、小計面積 3,404 m<sup>2</sup>、賃貸借。筑西市関本上、関本肥土字申田、田、田、3,379 m<sup>2</sup>、賃貸借。筑西市関本中、関本肥土字申田、田、田、466 m<sup>2</sup>、賃貸借。福島県郡山市大槻町西ノ宮西、関本肥土字申田、田、田、1,416 m<sup>2</sup>、賃貸借。筑西市関本上、関本肥土字申田、田、田、1,155 m<sup>2</sup>、外 1 筆、小計 2 筆、合計 9 筆、合計面積 13,572 m<sup>2</sup>、賃貸借、砂利採取（一時転用）、許可日から令和 4 年 9 月 30 日まで。

16 番、結城市大字芳賀崎、筑西市関本肥土、関本肥土字申田、田、田、648 m<sup>2</sup>、賃貸借。譲渡人が複数人おります。筑西市船玉、関本肥土字申田、田、田、2,731 m<sup>2</sup>の内 1,030 m<sup>2</sup>、賃貸借。筑西市関本肥土、関本肥土字申田、田、田、2,875 m<sup>2</sup>の内 580 m<sup>2</sup>、合計 3 筆、合計面積 2,258 m<sup>2</sup>、賃貸借、進入路（一時転用）、許可日から令和 4 年 9 月 30 日まで。

申請地は、県道結城下妻線の西側約 458m、県道明野間々田線の北側約 204m に位置する、農振農用地区域内農地です。申請者は結城市で砂利販売業を営む法人であり、申請地で砂利採取を行うために申請するものです。なお、砂利の搬出に際し茨城県及び市農政課との協議を了しております。

17番、筑西市関本下、筑西市関本中、関本下字下萱野、畑、畑、208㎡、売買、駐車場。

申請地は、関城支所の西側約328m、筑西市立関城西小学校の東側約568mに位置する、500m以内に支所のある第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市内にて運送業を営んでおります。現在借りている車両置場を返却せざるおえなくなったため、代替地として駐車場を新設するべく申請するものです。

18番、筑西市塚原、筑西市塚原、塚原字塚原、田、田、499㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約402m、県道筑西つくば線の北東側約157mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在、妻の実家にて妻の祖父と母との4人で同居しております。今般、妻の祖父より土地借り受けられることから生活環境を整えるため住宅建築を申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。  
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

蓮沼俊男  
委員

16番、蓮沼が報告いたします。  
8月27日に書類審査をいたしました。その後、電話で渡人に聞き取りをいたしました。受人と渡人は、親子関係であります。この案件は3ヶ月間、先程4条でもでましたように、保留になっていたものですが、宅地開発に関する許可要件が揃ったために、改めて申請されたそうです。許可相当かと思われまます。皆様の更なる審議をよろしくお願いします。

議長

5番をお願いします。

高島敏男  
委員

21番、高島です。  
先月の26日に事務局と3班にて、ナンバー5、ナンバー18を確認してきました。2件共に書類審査をして問題はありませんでした。なおその後、現地を確認しまして、まずナンバー5の方ですが、2人の地権者の畑で、周りは住宅であります。2人の畑が細長く2枚ありまして、その半分ずつを購入して建てるというかたちです。特に西から、我々が見た時には、進入路のような1mの土地があったのですが、それは進入路ではなくて、西側からでなくては水道管を埋設することができず、水道管を埋設する土地にあてたそうです。売買は業者が間に入り問題なく決まったそうです。ナンバー18の方は、非農地証明にもでてくるのですが、倉庫敷地の端の方に住宅を建てる計画です。倉庫の中の物は、結構な機材があるのですが、きれいに片付けをして、物置として使用していきたいそうです。こちらにつきましても親からの土地に建てるため、何も問題ありませんでしたとのことでした。よって2件共、許可相当と思われまます。更なるご審議の程をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

赤城美子  
委 員

12 番、赤城です。

6 番と 12 番について報告いたします。8 月 27 日に内淀公民におきまして、書類審査を行い、その後、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局で現地を確認してきました。まず 6 番ですが、現地は工業団地造成中の中にあり、孤立した土地でフェンスに囲まれた所でした。以前より、渡人より借りており、スポーツやイベントを行っていたそうです。今では何も行われなくなり、それなら太陽光発電設備にしようということになったそうです。後日、受人渡人双方に電話で間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず、転用の許可は相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。次に 12 番ですが、現地は、周りには住宅が建ち並び傾斜地で、南にはコンクリートで仕切られた生活用排水路がありました。大雨が降ると土砂が流れ込み、水路が埋まる恐れがあるので、土留めをきちんとすること、また現況は畑ではありますが、整地された土地には、がれき等があり、始末書を添付することをお願いしました。それは 8 月 31 日には、始末書と土留め工事の計画書が提出されたと事務局の方から連絡がありました。以前は、知り合いに耕作してもらっていた土地ですが、次第に荒れ果て、太陽光の話がきたので返してもらい今回の申請に至ったそうです。後日、受人渡人双方に申請に間違いのないことを確認いたしました。書類に不備も見られず、転用の許可は相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

齊藤一弥  
委 員

13 番、齊藤です。

7 番、8 番、14 番を報告します。関城支所において書類審査後、現地調査を行いました。まず 7 番についてですが、この方は運送業をしております。自宅とその南側にこの申請土地を挟んで、大型トラックの駐車場があります。贈与となっておりますが、譲受人は譲渡人の養子になっておりますので、親子間の贈与となります。つぎに 8 番は、太陽光発電の申請ですが、譲渡人がこの記載のとおり東京都ということで、遠方で、現在までは他の人が耕作していたようです。この電力会社の勧誘といたしますか、そのようなことで太陽光発電を売買ですということだそうです。また 14 番ですが、この土地は一時、竹山といえますか、竹が生い茂りまして、苦情といたしますか、持ち主が心配になりまして、竹を伐採したそうです。現地確認の時にも伐採した竹が横積みになっておりました。進入路が狭いので、非常に畑として耕作するには不向きな土地でございまして、困っていたところ、西側にこの宗教法人のお寺があるんですが、このお寺の住職さんから何も使っていないのでしたら、駐車場で使いたいというようなことがあって、持ち主も持て余していたので、またこのお寺の檀家さんらしくて、寄附するということになったそうです。そのようなことから、贈

与というかたちで駐車場を整備するということだそうです。許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 9 番をお願いします。

岩淵進 6 番、岩淵が報告します。

委 員 8 月 27 日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で、書類審査と現地確認を行いました。後日、譲受人と譲渡人に直接会って、お話を聞きました。譲受人は、借家で 4 人暮らしであり、手狭になったために自己住宅を建築することになったようです。譲受人と譲渡人は、親子関係にあり、親子間の贈与であるということ、書類の不備もなく許可相当と思われますが、皆様の更なる慎重審議をお願いいたします。以上です。

議 長 10 番をお願いします。

宮崎亨 14 番、宮崎です。

委 員 10 番と 11 番を一緒にご報告いたします。8 月 26 日に関城支所において、書類審査、その後、現地調査を行いました。現地は両方とも畑であり、申請人に電話確認をしましたところ、譲渡人、譲受人共に、問題はありませんでした。許可相当と思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 13 番をお願いします。

大林富子 11 番、大林です。

委 員 13 番について報告いたします。8 月 26 日、書類審査及び現地確認調査を実施いたしました。現地の状況は畑であり、譲渡人 2 名にそれぞれ電話で確認したところ、申請内容に間違いのないことでした。また、譲渡人にも電話連絡をし、内容に間違いのないことでしたので、この申請は許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 15 番をお願いします。

栗島菊雄 18 番、栗島です。

委 員 15 番と 16 番を報告いたします。関城地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で書類審査、現地確認をしてきました。譲受人は、2 年前まで当地で砂利採取を 15 年以上やっていたとして、一旦、砂利がないということで撤退をして自分の地元の方で今現在は採取をしているようですが、また新たな場所で砂利があるということで、今回の申請になりました。記載のとおり、15 番が砂利採取、16 番が砂利をするのに搬入したりする進入路ということで、今まで 15 年以上、当地で砂利採取をしていたわけですが、地権者及び地域住民とのトラブルは一切ありませんでした。今年も米の価格が大変下落するという予定、予想さ



れている中で、砂利採取に当たるといふ地権者が、大変喜んでおります。譲受人は、救世主のようだという事で、全員がそのような感じで言っていました。許可相当と思われまふので、皆様の更なるご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長 17 番をお願ひします。

栗島和子 3 番、栗島です。

委 員 17 番についてご報告いたします。先月 26 日に書類審査並びに現地調査を行いました。後日、受人渡人の方に電話で確認いたしました。受人の方は、以前は別の所に駐車場を借りていたそうですが返すことになり、今回の申請に至ったそうです。問題ないと思われまふが、更なる皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願ひします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 39 号を採決いたします。

議案第 39 号、受付番号 1 番から 14 番、及び 16 番から 18 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする事、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 39 号、受付番号 1 番から 14 番、及び 16 番から 18 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、議案第 39 号、受付番号 15 番を採決いたします。

議案第 39 号、受付番号 15 番は、30 a を超える農地転用事案となります。受付番号 15 番を許可相当とする事、賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 39 号、受付番号 15 番は、原案どおり許可相当として県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第 40 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第 40 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 3 年 9 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：埼玉県春日部市中央二丁目、申請土地の表示：徳持字下浦、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：554 m<sup>2</sup>、現況：住宅敷地。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約 104m、国道 294 号線の北東側約 2.2 k mに位置する土地です。昭和 57 年には、農地ではないとして 家屋所在証明を添付し証明願が出されております。

2 番、筑西市伊讃美、伊讃美字下原、畑、宅地、496 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 966 m<sup>2</sup>、事務所兼工場敷地。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の北西側約 324m、筑西市立下館西中学校の南側約 509mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

3 番、筑西市塚原、塚原字塚原、田、宅地、1,614 m<sup>2</sup>、倉庫敷地。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約 402m、県道筑西つくば線の北東側約 157 mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

4 番、筑西市桑山、桑山字拾壺番耕地、田、宅地、68 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は、県道石岡筑西線の北東側約 505m、筑西市立古里小学校の西側約 850mに位置する土地です。昭和 61 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

5 番、筑西市西大島、西大島字村西、田、宅地、343 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は、国道 50 号線の東側約 120m、国道 294 号線の西側約 1 k mに位置する土地です。平成 5 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

6 番、栃木県真岡市高田、松原字中根、山林、宅地、122 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 186 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は、筑西市立村田小学校の南側約 1 k m、県道筑西つくば線沿いに位置する土地です。平成 20 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

7 番、栃木県真岡市高田、松原字中根、山林、宅地、59 m<sup>2</sup>、住宅敷地。

申請地は、筑西市立村田小学校の南側約 1 k m、県道筑西つくば線沿いに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

飯泉孝  
委員

4番、飯泉です。

1番と2番、3番、5番を報告いたします。先月、書類審査、現地確認を行いました。まず、1番、2番、5番ですが、これは建物の全体の所が宅地として20年以上建っている状況でございます。3番は、倉庫敷地なのですが、一部に木が植えてあったり、また駐車場として砂利が敷いてあるような状態でございます。現地確認をしました委員さん全員が、許可相当と判断いたしました。皆様の更なるご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

議長

4番をお願いします。

蓮沼俊男  
委員

16番、蓮沼が報告します。

書類審査後、協和地区の委員全員で現地を確認いたしました。20年以上、宅地の敷地として利用されているのが一目で分かるような状況でありましたので非農地証明の発行は可能かと思われまます。皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

5番をお願いします。

赤城美子  
委員

12番、赤城です。

6番と7番について報告いたします。8月27日に内淀公民におきまして、書類審査を行い、その後、明野地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局で現地を確認してきました。6番も7番も申請人が同じで1軒の家の土地です。以前にも非農地の証明願が出された土地の地続きの土地です。現地は住宅地の中の車庫の入口で、全面がコンクリートで覆われていました。もう1箇所はその隣で、周りがコンクリートや鉄筋パイプ、建物に囲まれた場所で、道路より1m位高くなっていました。平成10年の航空写真が添付されており、20年以上が経過しており、同行した農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんも非農地証明の発行は、可能でしょうとのことでした。書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。  
ご質疑がありましたら、お願いします。

(17番 宮山委員挙手)

議長

宮山委員。

宮山繁治

17番、宮山です。

委員 質問ではないのですが、6番と7番は、申請人や内容が同じだと思うのですが、どうして番号が分かれているのか、何かの理由があるかと思うのですが、何でしょうかね。

議長 はい、事務局。

事務局  
信田主事 まとめてしまっても願出上は問題ないのですが、代理人の方が敢えて分けてそれぞれ証明願を出してきたもので、特に分けてはだめということはないので、そのまま代理人の方にはお伝えして、2つ、それで発行するというかたちになっております。

議長 よろしいでしょうか。

宮山繁治  
委員 はい。

議長 他、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。  
議案第40号を採決いたします。  
議案第40号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第40号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第41号「所有者等を確知できない農地の公示について」を上程いたします。  
議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
柴山主事 柴山主事より説明いたします。  
議案第41号、所有者等を確知できない農地の公示について、令和3年9月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。  
当議案につきましては、相続未登記等の原因により共有者が不明の農地について農業委員会が共有者を探索した上で共有者が確知できない場合、農地の保全等の観点から告示を行おうとするものです。告示を6ヶ月間行うことで農地

中間管理機構に貸付が可能になります。本制度は、平成 30 年改正農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき上程しております。本案件の農地は、伊讚美ヶ原記念揚水土地改良区管内の農地です。本農地は、暫くの間 耕作がされておらず、雑草が広がっている状態でした。本農地を含む一帯の農地を耕作希望している方がおり、一帯の農地を事務局で調査したところ、当該地の地権者が亡くなっているということが判明いたしました。運用に基づき相続人を探索すべく戸籍謄本等を確認しましたが、配偶者及び兩名の子供はすべて死亡していることが確認できたため、探索を終了しました。尚、過去にこの土地を耕作、管理されていた農業者の方と話ができましたが、正式な権利設定をしていたものではなく、耕作希望者がいることを伝えたと、了承を頂いております。これらのことから、農地法第 32 条第 1 項第 1 号に規定される、現に耕作の目的に供されておらず、且つ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地に該当し、遊休農地のおそれがある農地と認められます。つきましては、この農地について、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき所有者等を確認することができない旨を告示いたします。告示は、筑西市役所の掲示板に掲載するとともに、筑西市のホームページに掲載する予定です。この農地の所有者等は、告示の日から起算して 6 か月以内に申出書及びその権限を証する書面を農業委員会事務局に提出していただきます。告示期間中に申出があった場合と無い場合とで、2 パターンに分かれます。まず申出があった場合は、申出された農地の所有者等に改めて利用意向調査を実施します。農地の利用意向があった場合、中間管理機構への利用権設定はできません。申出された方と当該農地の有効活用に向けて協議を進めることとなります。次に申出がなかった場合は、農地法第 41 条の所有者等を確認できない場合における農地の利用の規定及び農地法第 39 条第 1 項の茨城県知事が裁定を行うことに関する規定により、農地中間管理権を設定が可能となり当該農地の活用が可能となります。ただし、中間管理機構の借受基準がございますので、告示された土地を借り受けるかどうか、中間管理機構と協議する必要があります。説明は以上です。

議 長 只今、事務局より説明がありました。  
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。  
議案第 41 号を採決いたします。  
議案第 41 号は、原案どおり、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示を行うことに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 41 号は原案どおり、農地法第 32 条第 3 項の規定に基づき公示を行うことに決しました。

次に、議案第 42 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長  
高島補佐

高島補佐と農政課堀江主事より説明いたします。

議案書 20 ページをお願いします。議案第 42 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、令和 3 年 9 月 3 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。農政課 堀江主事より説明いたします。

堀江主事

農政課の堀江と申します。よろしくをお願いいたします。それでは、議案第 42 号につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。今回の変更の内容につきましては、お手元の総会資料 23 ページから 25 ページの一覧表を基に説明をさせていただきます。また、各申出内容の位置図等を 26 ページ以降に掲載してございますので、必要に応じまして確認をお願いいたします。

1 番、筑西市女方地内の事業計画者による女方地内の畑、10,933 m<sup>2</sup>の内 2,419.00 m<sup>2</sup>での梨畑を目的とした編入申出となります。

2 番、筑西市小林地内の事業計画者による小林地内の田、4,777 m<sup>2</sup>の内 715.70 m<sup>2</sup>での作業所を目的とした除外申出となります。

3 番、筑西市下中山地内の事業計画者による金丸地内の畑、429 m<sup>2</sup>での自己住宅を目的とした除外申出となります。

4 番、筑西市伊讚美地内の事業計画者による伊讚美地内の畑、661 m<sup>2</sup>での農家住宅を目的とした除外申出となります。

5 番、筑西市奥田地内の事業計画者による奥田地内の畑、計 200.69 m<sup>2</sup>での農家住宅を目的とした除外申出となります。

6 番、栃木県宇都宮市上横田町地内の事業計画者による奥田地内の畑、306 m<sup>2</sup>の内 299.55 m<sup>2</sup>での自己住宅を目的とした除外申出となります。

7 番、筑西市小川地内の事業計画者による小川地内の田、計 271.90 m<sup>2</sup>での店舗を目的とした除外申出となります。

8 番、筑西市小川地内の事業計画者による小川地内の田、計 1338.35 m<sup>2</sup>での資材置場を目的とした除外申出となります。

9 番、筑西市舟生地内の事業計画者による舟生地内の畑、8,025 m<sup>2</sup>での梨畑を目的とした編入申出となります。

10 番、筑西市市野辺地内の事業計画者による関本上地内の畑、1,210 m<sup>2</sup>の内 493.67 m<sup>2</sup>での自己住宅を目的とした除外申出となります。

11 番、筑西市関本上地内の事業計画者による舟生地内の畑、1,057 m<sup>2</sup>の内 328.17 m<sup>2</sup>での自己住宅を目的とした除外申出となります。

12 番、筑西市松原地内の事業計画者による松原地内の雑種地、2,365 m<sup>2</sup>の内 1,516.12 m<sup>2</sup>での普通畑を目的とした編入申出となります。

13 番、東京都豊島区巢鴨 1 丁目地内の事業計画者による松原地内の畑、2,170 m<sup>2</sup>での太陽光発電設備を目的とした除外申出となります。

14 番、千葉県柏市豊四季地内の事業計画者による中上野地内の畑、874 m<sup>2</sup>の内 224.71 m<sup>2</sup>での自己住宅を目的とした除外申出となります。

15 番、筑西市高津地内の事業計画者による高津地内の畑、318 m<sup>2</sup>での農家住宅を目的とした除外申出となります。

16 番、筑西市築地地内の事業計画者による築地地内の畑、643 m<sup>2</sup>の内 499.98 m<sup>2</sup>での自己住宅を目的とした除外申出となります。

17 番、筑西市二木成地内の事業計画者による蓮沼地内の田、計 50,254 m<sup>2</sup>での土地改良整備事業の田を目的とした編入申出となります。

18 番、筑西市小栗地内の事業計画者による小栗地内の畑、計 367 m<sup>2</sup>での農家住宅を目的とした除外申出となります。

19 番、水戸市千波町地内の事業計画者による桑山地内の畑、991 m<sup>2</sup>の内 537.22 m<sup>2</sup>での自己住宅を目的とした除外申出となります。

20 番、筑西市向川澄地内の事業計画者による向川澄地内の畑、964 m<sup>2</sup>での農家住宅を目的とした除外申出となります。

21 番、筑西市桑山地内の事業計画者による桑山地内の畑、1,167 m<sup>2</sup>の内 327.29 m<sup>2</sup>での自己住宅を目的とした除外申出となります。

22 番、千葉県茂原市本納地内の事業計画者による向上野地内の畑、計 455.92 m<sup>2</sup>での進入路を目的とした除外申出となります。

以上、下館地区 8 件、関城地区 3 件、明野地区 6 件、協和地区 5 件、合計 22 件の申出がありまして、このうち、下館地区 7 件、関城地区 2 件、明野地区 5 件、協和地区 4 件、合計 18 件、田 2,325.95 m<sup>2</sup>、畑 8,276.20 m<sup>2</sup>、合計 10,602.15 m<sup>2</sup> を農用地区域から除外する方向で検討しております。なお、本総会以前に茨城県及び土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更（案）に対し、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。私からの説明は、以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願い致します。

栗島菊雄  
農政企画  
審議会  
委員長

18 番、栗島です。

本日、午後 1 時 10 分より農政企画審議会を開催し、議案第 42 号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。  
議案第 42 号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 42 号を採決いたします。

議案第 42 号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 42 号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

次に、日程第 5、報告第 23 号から第 27 号を、事務局より説明願います。

事務局長  
菊地課長

報告第 23 号から 26 号を菊地課長より、説明いたします。

それでは、96 ページをお願いします。報告第 23 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 3 年 9 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちら公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は 2 件になっております。

つづきまして報告第 24 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 3 年 9 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちら市街化区域内の農地転用届出です。社宅敷地 1 件、住宅敷地 1 件、合計 2 件になっております。

つづきまして 100 ページ、報告第 25 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 3 年 9 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。自己住宅 4 件、建売住宅 1 件、宅地分譲 1 件、分譲住宅 1 件、合計 7 件となっております。

102 ページをお願いいたします。報告第 26 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 3 年 9 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約を含む 7 件となっております。報告は、以上でございます。

事務局長  
高島補佐

つづきまして、報告第 27 号を高島補佐より説明いたします。

議案書 104 ページ、報告第 27 号、違反転用に係る是正勧告書の送付について、令和 3 年 9 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。



是正勧告書でございます。

初めに、鷺島地内軽飛行場の案件になります。平成 27 年度 第 7 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 43 号で議決いただきまして、平成 27 年 10 月 9 日付け、筑農委調第 90 号で違反転用に係る是正勧告書を送付しましたが、現在も改善がみられないため先日、改めて勧告書を送付しております。

続きまして、西石田地内太陽光発電設備の案件になります。平成 26 年度第 9 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 42 号で議決いただきまして、平成 26 年 12 月 10 日付け、筑農委調第 101 号で違反転用に係る是正勧告書を送付しましたが、現在も改善がみられないため先日、改めて勧告書を送付しております。

最後に桑山地内 太陽光発電設備の案件になります。平成 26 年度第 11 回筑西市農業委員会定例総会、議案第 79 号で議決いただきまして、平成 27 年 2 月 10 日付け、筑農委調第 124 号で違反転用に係る是正勧告書を送付しましたが、現在も改善がみられないため先日、改めて事業者に勧告書を送付しております。以上、報告となります。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和 3 年度第 6 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。長時間に亘り、ありがとうございました。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和3年9月2日

議 長

署名委員

署名委員